研究ノート

「教員の職務の位置づけ」について 一「職務専念義務免除」扱いか「公務」扱いかー

小松 茂美

What is Teacher's Job Description

— Considered as official service or immunity from official responsibilities? —

KOMATSU Shigemi

要旨

学校には様々な校務分掌がある。運動部活動の顧問もその一つであるが、運動部活動顧問の場合その勤務形態は複雑で負担も大きい。本ノートは、運動部活動顧問の立場に立ち、勤務形態の改善に取り組んだ事例研究である。

キーワード

教員の職務 職務専念義務免除 公務扱い 高体連

目 次

- I. はじめに
- Ⅱ. 外部団体の仕事
- Ⅲ. 「職務専念義務免除」に関する長野県教育委員会の解釈
- IV. 「高等学校体育連盟」業務の一部を公務扱いに
- V. まとめ

注

文献

付録

I. はじめに

教員にとって職務上の上司は校長(副校長がいる場合もある)、教頭だけである。近年は、学校現場の抱える課題が多様化、複雑化するなかで組織としての対応を求められることが多くなってきてはいるが、他の公務員や民間企業に勤務している人たちと違い教員は、日常の勤務において組織の一員であるということをあまり意識しない職業である。しかし、学校も一つの組織であり、校長を責任者としてそれぞれの役割分担が校務分掌により決まっている。学校には様々な校務分掌があるが、長野県立A高校の学校要覧を参考に推測し大雑把に図示をすると図1のようになる。A高校の常勤の教職員数は60名であるが、校務分掌の枠は113に上る。従って、1人が複数の校務分掌を担当しながら学校運営を支えていることがわかる。

運動部活動の顧問(以下、顧問)についてみてみると、A高校では18の運動部が活動をしているので、正顧問・副顧問合わせ(1つの部活動に顧問2名以上つくのが常である)最低でも36名の教職員が、顧問の校務分掌を担当していることになる。A高校の場合実際には40名で担当をしている。実に

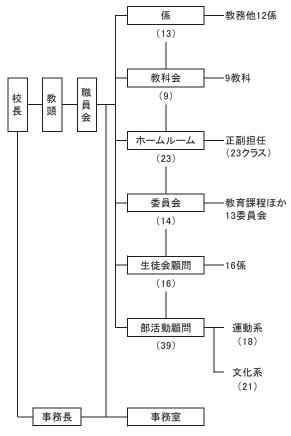


図1. A高校校務分掌(筆者作成)

2/3の教職員で担当していることになる。

顧問の主な仕事は、放課後の練習指導や土日を中心に行われる大会や練習試合の引率である。長期休業中は、長期間の遠征や合宿に追われることになる。正に年中無休状態の校務分掌である。

運動部に所属する生徒は、高等学校体育連盟 (以下、高体連)や高等学校野球連盟(以下、高野連)に登録をして活動している。高体連や高野連の活動は、顧問となった教職員がその運営を実質支えているので、顧問の多くは高体連や高野連の役員としての仕事も併せて背負うことになる。

教職員が高体連や高野連の業務に関わる場合の長野県教育委員会(以下、県教委)の基本的な考え方は、「職務専念義務免除」(以下、職免)である。地方公務員法(服務職務に専念する義務)第三十五条^{注1}に定める、「法律又は条例に特別の定がある場合」に該当するという考え方である。

運動部活動はその特性から、けがや事故等と背 中合わせの活動であるので細心の配慮が求めら れ、その活動中に生徒がけがや事故等にあえば、 学校はその管理責任を追及されることになる。顧 問も生徒同様けがや事故等と背中合わせの状況 下で活動しているわけであるが、職免扱いの場合 は、地方公務員法(公務災害補償)第四十五条注2 の適用外であり、もしも顧問がけがや事故等にあっ た場合に被る損害は大きなものがある。従って、顧 問を委嘱された教職員にしても教職員の安心・安 全を確保したい校長にしても部活動に関わる活動 は、職務(以下、公務)として解釈できないものだろ うかとの想いは強い。筆者自身が顧問として活動し ていた時は、職免なのか公務なのか正直無頓着で あった。しかし、長野県高体連の会長という立場に なった時、高体連の活動を支えている顧問の先生 方の姿を目の当たりにし、高体連に関わる業務を何 とか公務扱いにできないものだろうかとの想いが 強くなった。本ノートは長野県における顧問の業務 の取り扱いに関する事例研究報告である。

Ⅱ. 外部団体の仕事

教職員は学校の教育目標を実現するため、様々な校務を分担している。その中には、保護者団体や同窓会などの学校関連の外部団体に関するものは含まれているが、顧問となったことにより担うかもしれない高体連や競技団体といった外部団体に関するものは当然ながら含まれていない。

保護者団体の活動は、一般的にはPTA活動であり直接生徒に還元される活動内容であるので、 保護者や生徒も身近に感じるものである。同窓会の活動は、周年事業に代表されるのではないかと思われるが、以前は、日常的にその活動内容を保護者や生徒が身近に感じるものではなかった。しかし、学校完全週5日制になってから休日となった土曜日に、セミナーやゼミといった形態で生徒の学力向上やキャリア教育を実施している学校が増えている。その事業主体を担っているのが同窓会であることが多く、同窓会の活動も保護者や生徒が身近に感じる時代になってきている。

では、高体連や競技団体に関する活動はどうか というと、生徒、とりわけ保護者がその活動を身近 に感じることはまずない。ここで、高体連の活動内 容について理解を深めてもらう意味もあり、紹介し ておきたい。

高体連は、高等学校体育の健全な発達を図ることを目的とし、高等学校体育大会の開催を主な事業としている。そして、長野県高等学校体育連盟大会開催基準要項には「高等学校体育大会は、高等学校教育の一環として行われるものであって学校教育のクラブ活動の延長であり参加生徒が主体である。そこでは日ごろの鍛練の成果を発表し、技能の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚をはかり心身ともに健全な高等学校生徒を育成するとともに生徒相互の親睦を図るためのものである。」1)と記されている。つまり、学校教育の延長線上にある大会の開催を主な事業としている。

大会開催にあたっては、大会当日ばかりでなくその準備段階から様々な業務が発生するが、それらの業務を顧問となった教職員が担うことになるのである。何故ならば、会長をはじめ高体連の役職員の大半は、教職員が就いているからである。さらに、大会開催には競技団体の支援も必要であることから、競技団体に関する業務を担うことになる顧問もいるのである。

Ⅲ. 「職務専念義務免除」に関する長野 県教育委員会の解釈

Iで触れたように、長野県の場合高体連に関する業務は、基本的に職免である。その根拠は、昭和26年3月30日付け条例第3号「職務に専念する義務の特例に関する条例」(付録1))²⁾及び昭和54年3月25日付け教育長通知「職務に専念する義務

の特例に関する取扱いについて」(付録2))³である。

そこには、PTA・同窓会・体育後援会・高体連・ 高野連・産業教育振興会が指定団体として示され ている(校務分掌に位置付けられている保護者団 体や同窓会に関する業務も職免扱いとなる)。

しかしながら、高体連や高野連と全く同様の組織・位置づけといえる高等学校文化連盟(以下、高文連)は含まれていない。それは、高文連の規約には「本規約は、平成3年7月29日から執行するものとする。」4)と記されており、昭和54年の教育長通知が出された時点では高文連が存在していなかったからと推測する。従って、高体連・高野連に関する業務については職免扱いであるが、高文連に関する業務は基本的に公務扱いであり、高体連・高野連に関する業務と高文連に関する業務では、その業務の扱いについて公務であるのか職免であるのか解釈のずれが現場では生じていた。この解釈のずれが、高体連に関わる業務も何とか公務扱いにできないものだろうかと考えた理由の一つである。

IV. 「高等学校体育連盟」業務の一部を 公務扱いに

県教委の高体連に関する業務は職免であるとの解釈を変えることはたやすいことではないが、高体連の活動は高校生だけが参加する大会運営に関するものが主であるので、何とか公務扱いという柔軟な解釈ができる方向に持ち込むことはできるのではないかと考えた。その判断理由は、Ⅲで触れたように組織の実態は高体連と全く同じと言っていい高文連に関する業務は、基本的には公務扱いをされている現状があったからである。以下にその解釈に柔軟性を持たせ、公務扱いの拡大にこぎつけた取り組みを紹介する。

1. 県教委の解釈を変えるために何が必要か

高体連に関わる業務を何とか公務扱いにできないものだろうか、現実問題として県教委の解釈を変えることができるのか、仮にできるとしてどうすればよいのか、具体策は何も浮かんでこなかった。悩んでいても何も変わらないので、ある時県教委の担当者にそれとなく相談をしてみた。結果は、やはり「教育長通知の内容を変えることは困難であろう」という見解であった。しかし、その後何回か相談を重ねるうちに、「運用面での対応ならば可能

性があるのではないか」というアドバイスをいただいた。それは、「高体連業務は基本的には職免であるが、業務内容が公務扱いとして判断できるものであるならば、その業務については職免でなく公務扱いの判断が校長としてできるのではないか」というアドバイスであった。その解釈に柔軟性を持たせることができればよいので、県の条例も教育長通知も変える必要はなくなる。クリアすべき課題の難易度はぐっと低くなり、クリアすべき課題も具体的になった。

その課題は2つ。1つは「公務扱いとして判断できる業務内容は何か」、2つ目は「県教委が公務扱いと判断することを是とできる資料の提示」である。

1) 公務扱いとして判断できる業務内容は何か

単純に考えると、教員にとっての公務は、学校運営に関する業務や県教委の業務である。であるならば、高体連業務であっても県教委が共催等をする事業に関する業務であれば公務と判断することができるという解釈が成立することになる。

この解釈を前提とすれば、高等学校体育大会の主催は高体連と県教委であるので、高等学校体育大会の開催に関する高体連業務は、公務と判断できる。1つ目の課題はクリアできそうである。

2) 県教委が公務扱いと判断することを是とできる資料の提示

筆者自身の経験から、行政の判断を動かすのに必要なものは、具体的な資料、それも数字で示された資料である。どんなに理論武装された資料であっても、具体的な数値で示された資料の無いものでは行政の見解を動かすことは困難である。逆の見方をすれば数値に弱いのである。他の都道府県の高体連業務に対する対応がどうなっているのか調査・研究をし、公務なのか職免なのか数値で示すことができれば、説得力のある資料になる。調査結果次第では裏目に出てしまう可能性もあるが、筆者にとって都合の良い結果が出れば、2つ目の課題もクリアできそうである。

2. 必要な情報収集

繰り返しになるが、各高等学校の顧問の支えが あってその活動が成り立っている高体連であるが、 Ⅱで記したように高体連の業務に関するものは基 本的に「職免」というのが県教委の解釈である。 顧問のことを考えればできれば公務扱いにできないものかという想いは、長野県高等学校長会体育部会の先生方をはじめ多くの先生方が抱いていた。が、個人の気持ちだけで、県教委はその解釈変更に動いてはくれない。何か手段はないものかと悩んだ末に考えたのが、県教委の今の解釈が妥当なものであるのかどうかを客観的に判断できるような資料を準備することができれば、いいのではないかというものだった。

そこで、長野県高等学校長会体育部会に相談をし、他都道府県の状況はどうであるのか実情を把握するために調査を実施することとした。「職免」扱いとするのか「公務」扱いとするのかは、校長の判断にゆだねられている面もあるので必ずしも各都道府県の教育委員会の見解と一致するものではないかもしれないが、現実どのように解釈・運用されているのか、その実情を把握し分析することには大きな意義があると考え実施した。

調査対象は長野県高等学校長会体育部会の調査ということで体育科や体育コースを有する高等学校長とし、2010 (平成22) 年10月に36都道府県の36校にアンケート用紙を送付した。その内の29校から回答を得ることができた。

基本的に出張扱い(A県)、生徒引率を伴わない場合は職免(T県)、他都道府県開催の大会役員は特別休暇(M県)等々、予想通り各都道府県によりその扱いはまちまちであったが、とりまとめた分析結果は、図2、図3のとおりであった。その分析結果からは、各都道府県高体連主催の大会役員については72.4%が「公務」扱いであること、各都道府県高体連の会議についても75.0%が「公務」扱いであることが判明した。

このような分析結果から、高体連に関する業務であっても「公務」扱いとしても、例外的な解釈ではなく、どちらかといえば一般的な解釈であることが裏付けされた。しかし、高体連に関する業務の何を「公務」扱いであるのか、その判断基準を示す必要があった。そこで、高体連の業務を洗い出し、判断基準の原案を表1のとおり筆者が作成し、長野県高等学校長会体育部会で検討を重ねた。結果、表1の判断基準であるならば、県教委の理解も得られ、顧問である現場の教職員の理解も得られるとの結論に至ることができた。

3. 「高等学校体育連盟」の業務に関する解釈 の一部変更に向けて

2.の取り組みにより、県教委と交渉をする資料を整えることができた。その資料を県教委の担当者に提示し、高体連の業務に関する解釈の変更について提案し合意を得て、県教委の合意を得ることが残された課題であった。県教委の合意を得るための交渉は、県教委の担当者の仕事であるので県教委の担当者と合意形成に持ち込むことが必須の条件であった。

幸いなことに県教委の担当者は提案を前向きに受け止めてくれ、県教委の合意を得るために必要なことについてアドバイスもいただきながら協議・検討を重ねることができた。その結果、長野県教育関係職員必携に掲載されている内容を変更することまでは困難であるが、運用面で対応することな

らば可能であろうということで、表1の内容で理解 を得ることができた。

残されたもう一つの課題は、職務の取り扱いについて判断する校長が迷うことの無いように、併せて、県下の全校長が同一歩調で判断・対応できるようにすることであった。それについては、明文化した判断基準が必要であるので、長野県高等学校長会体育部会の協力を得ながら「高体連業務に係る服務の取扱いについて」(付録3))を作成し、県下の高校長宛に長野県高体連から通知・依頼することで全県下の統一性を図った。

2010 (平成22) 年に具体的な取り組みをスタートさせてから2年弱の年月(表2参照)を要した取り組みであったが、2012 (平成24)年4月1日からその運用を開始し、多くの先生方の長年の念願であった高体連業務の一部を「公務」扱いとすることができた。

表1 「公務」扱いとするか「職専免」扱いとするかの判断基準について(筆者作成)

公務or職専免	判断基準
	説明
	県教育委員会共催等の高体連主催大会に関する業務であること
公務	高体連主催の大会は、生徒の日常の活動の成果を発表する場であり、学校の教育活動
	と直接的なつながりが強いこと
職専免	高体連の運営に関する業務であること
	高体連そのものの運営に関する業務は、学校教育活動と直接的なつながりは弱いこと

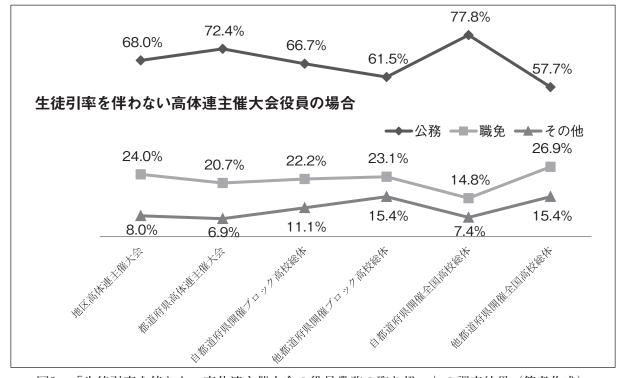


図2. 「生徒引率を伴わない高体連主催大会の役員業務の取り扱い」の調査結果(筆者作成)

V. まとめ

保健体育の教員は、校務分掌の中では「教務係」や「生徒指導係」そして「運動部活動の顧問」を任されることが多い。筆者の経験上その理由として考えられるのは、実技指導中心の教科であるため、人を動かすことや全体の状況を見ながら大

人数を指導する力があること (教務係)、また、個々の生徒と直接向き合いコミュニケーションを取りながら指導することが常であるため、個々の生徒の状況をよく把握していること (生徒指導係)等が考えられる。

運動部活動の顧問については言うまでもなく、自

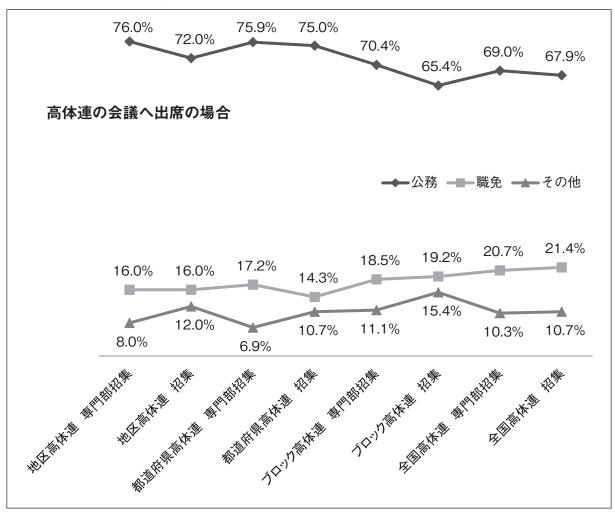


図3. 「高体連の会議へ出席する場合の取り扱い」の調査結果(筆者作成)

表2 取り組みの経過概略 (筆者作成)

年 月 日	内 容	
2010 (平成22) 年8月	県校長会体育部会で今後の取り組みについて協議・検討	
2010 (平成22) 年10月	他都道府県の実態把握のためのアンケート実施	
2010 (平成22) 年12月	アンケートの中間まとめ	
2011 (平成23) 年1月	県校長会で中間報告	
2011 (平成23) 年2月	県教委にアンケートの結果を踏まえて対応の見直しを要望	
2011 (平成23) 年4月~12月	県教委と協議・検討	
2012 (平成24) 年1月	県校長会で報告、付録3)の内容について合意形成	
2012 (平成24) 年4月1日	県下の高校長宛に県高体連から付録3) について通知・依頼	

身が取り組んできた競技の部活動の指導を任されることが常であり、学校全体の運動部活動の在り方そのものについても指導的な役割を果たしている。場合によっては、部員の進路希望に大きな影響を与え、進路指導に関与することもある。

このように学校運営上、そして生徒の学校生活 充実のために大きな役割を担っているのが保健体 育教員であるが、土日もなかなか休むことはでき ず負担も大きいものがある。

Ⅲで記したように、2012 (平成24) 年4月1日から は高体連業務の一部が、「公務」扱い(高野連業 務の一部についても高体連同様「公務」扱い)と なったことは、教職員が安心して活動できるという 観点では大きな環境改善であった。

また、高体連・高野連・高文連の業務に対する 服務の考え方がほぼ統一でき、対外的にはあまり 目立つ事柄ではないが、筆者としては教員の職務 の考え方について大変大きな一石を投じることが できたと自負している。これも偏に、一緒に奮闘し ていただいた当時の長野県高等学校長会体育部 会員の校長先生方、当時対応していただいた県教 委の皆さんのお蔭と、この場をお借りして心より感 謝を申し上げます。

今後は、「高体連業務に係る服務の取扱いについて」(付録3))が適切に運用され、顧問となった教職員がより安心・安全に活動できるようになり、その結果、生徒にとって充実した部活動に繋がることを期待したい。

注

- 注 地方公務員法 (服務職務に専念する義務) 第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の 定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務 上の注意力のすべてをその職責遂行のために用 い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職 務にのみ従事しなければならない。
- 単方公務員法(公務災害補償) 第四十五条 職員が公務に因り死亡し、負傷 し、若しくは疾病にかかり、若しくは公務に因る 負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の 状態となり、又は船員である職員が公務に因り行 方不明となつた場合においてその者又はその者 の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつ て受ける損害は、補償されなければならない。
 - 2 前項の規定による補償の迅速かつ公正な実施を確保するため必要な補償に関する制度が実施されなければならない。
 - 3 前項の補償に関する制度には、次に掲げる事項が定められなければならない。
 - 一 職員の公務上の負傷又は疾病に対する必要な療養又は療養の費用の負担に関する事項
 - 二 職員の公務上の負傷又は疾病に起因する 療養の期間又は船員である職員の公務によ る行方不明の期間におけるその職員の所得 の喪失に対する補償に関する事項
 - 三 職員の公務上の負傷又は疾病に起因して、永久に、又は長期に所得能力を害された 場合におけるその職員の受ける損害に対す る補償に関する事項
 - 四 職員の公務上の負傷又は疾病に起因する 死亡の場合におけるその遺族又は職員の死 亡の当時その収入によつて生計を維持した 者の受ける損害に対する補償に関する事項
 - 4 第二項の補償に関する制度は、法律によつて 定めるものとし、当該制度については、国の制度 との間に権衡を失しないように適当な考慮が払わ れなければならない。

文献

- 平成28年度長野県高等学校体育連盟規約集3P
- ²⁾ 長野県教育関係職員必携 平成27年 長野県 教育委員会編 第一法規(株)発行1519P
- 3) 長野県教育関係職員必携 平成27年 長野県 教育委員会編 第一法規(株)発行1520P
- 4) 長野県高等学校文化連盟規約〔平成27年5月改 訂版〕8P

付録

1) 長野県教育関係職員必携 平成27年 長野県教育委員会編 第一法規(株)発行

(職務に専念する義務の特例に関する条例)

○職務に専念する義務の特例に関する条例

(昭和26年3月30日) 条例第3号

最終改正 平成27年3月19日条例第3号 (目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第35条 (地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の2第11項及び法第9条の2第12項に おいて準用する場合を含む。)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年 法律第162号)第11条第5項の規定により、職務に専念する義務の特例に関し、規定する ことを目的とする。

(職員の範囲)

第2条 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属するすべて の地方公務員をいう。

(職務に専念する義務の免除)

- 第3条 職員は次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はそ の委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。
 - (1) 研修を受ける場合
 - (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
 - (3) 本県の特別職の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
 - (4) 職務に関連ある国又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
 - (5) 行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の役職員の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合
 - (6) 教育研究のため他の事業又は事務に従事する場合
 - (7) 法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは法第49条の2第1 項の規定による不服申立てをし、又はこれらの審理に出頭する場合
 - (8) 法第55条第11項の規定による不満の表明又は意見の申出をする場合
 - (9) 職員団体の代表者として、当局と交渉に当る場合
 - (10) 職務の遂行上必要な資格を取得するための試験又は講習を受ける場合
 - (11) 前各号に規定する場合を除くほか、人事委員会が特に定めた場合
- 2 人事委員会は、前項第11号の特例を定めたときは、速やかに議会に報告しなければならない。

(地方公営企業の管理者、教育長及び人事委員会の常勤の委員に対する準用)

第4条 前条第1項の規定は、地方公営企業の管理者、教育長及び人事委員会の常勤の委員について準用する。この場合において、同項中「次の各号」とあるのは地方公営企業の管理者及び教育長については「第1号から第6号まで」と、人事委員会の常勤の委員については「第1号又は第2号」と、「任命権者又はその委任を受けた者」とあるのは教育長については「教育委員会」と、同項第3号中「特別職」とあるのは地方公営企業の管理者及び教育長については「他の特別職」と読み替えるものとする。

1519

2) 長野県教育関係職員必携 平成27年 長野県教育委員会編 第一法規(株)発行

(職務に専念する義務の特例に関する取扱いについて)

○職務に専念する義務の特例に関する取扱いについ

7

(昭 和 54 年 3 月 25 日) 54教高第551号 教育長通知

県立高等学校長

職員が外部団体に関与するため、又は他の理由により職務に専念できないときは、職務に 専念する義務の特例に関する条例(昭和26年条例第3号)の規定に基づき、あらかじめ、免 除の承認を必要とされていますが、昭和55年4月1日以降の下記の指定団体に関する職免の 承認は、学校長の専決により措置できることとなりましたので、この取扱いについて、遺憾 のないようご配意ください。

記

- 1 指定団体及び職員の範囲は次のとおりであること。
- (1) 指定団体

PTA (名称が異つてもこれに類する団体を含む。)

同 窓 会(") 体育後援会(")

高等学校体育連盟

高等学校野球連盟

産業教育振興会

(2) 職員の範囲

各団体より委任された者(校長を含む)

- 2 免除の承認を与える場合は、次の要件を具備していなければならないものであること。
- (1) 公務に支障があつてはならないこと。
- (2) 報酬を得てはならないこと。
- (3) 会計事務に関与する必要がある場合は、その事務が数人で分担され1件ごとに必ず責任者の収支命令を受けて執行され、収支命令、監査等事務執行が厳正公明に行われるものであること。
- 3 承認する場合、次の様式により承認簿を備えておくこと。

申請番号	就任し団体	ようと 名・ 聯	する名	職	氏	名	備	考
	27		.588 85	10 mm	74		20.7	# #
	S SUR AL V			4 4 9	*	* 1 1 1 4 4 -		
~~~	h	~~~~	ىلىمىم	~~~	~~~~	~~~~	<b></b>	
~~~		~~~~	$\sim\sim$	$\sim\sim$	$\sim\sim$	~~~	~~~	~~

1520

3) 県下高校長宛配布資料 (2ページからなる実際の資料を筆者が1頁に集約したもの)

高体連業務に係る服務の取扱いについて

平成 24 年(2012 年)4 月 1 日 長野県高等学校体育連盟

標記について、下記のとおり取り扱うこととする。

区分	業務内容	具体例	取扱い	旅費
I	団体の組織運営 役員として業務 を行う場合	全国会議、北信越会議 全国大会視察、北信越大会視察 県高等学校体育連盟会議 (理事会、常任理事会、評議員会、会計監 査、全体会、結団式、表彰式、委員会、 事務局会議)	職免	連盟負担
п	団体の役員として競技会運営役員(審判員含む)の業務を行う場合	区分皿以外の大会 例:選手権大会、選抜大会、 北信越高等学校新人大会		主催団体負担
ш	競等教職会判務 ※県主立いたする員に役むう 大委共関のる員し役むう 大委共関の 大委共関の は会等って は会等って はのの はののの はのの はの はの はの はの はの はの はの はの はの	県高等学校総合体育大会 県高等学校新人体育大会 県高等学校定通制総合体育大会 北信越高等学校体育大会(長野県開催) 北信越高等学校定通制体育大会 (長野県開催) ・専門委員会(専門員長会含む) 大会要項作成、組合せ会議ほか ・大会運営 全国高等学校総合体育大会(長野県開催) ・実行委員会委員 ・大会運営	公務	連盟負担 (旅費別)途出張)

- ※ 1)各地区高等学校体育連盟に関しても上表による。
 - 2)他の業務については協議する。
 - 3)派遣依頼文書に、公務・職免及び旅費負担の有無を明記する。

補足説明

高体連関係者につきましては、様々な競技会主催者等からの派遣申請が、学校長宛に例年 送付されているものと思います。

昨年度の校長会で、校長会の申し合わせ事項として、高体連業務に係る服務の取扱いについて、一部公務扱い(旅費別途出張)とする旨を確認していただきましたが、

公務扱い(旅費別途出張)となる業務は、区分Ⅲに記載の大会に関するものです。

従いまして、それ以外の大会役員及び会議等の服務の取り扱いにつきましては、従来どお りの判断・対応でお願いいたします。

なお、県高等学校体育連盟関係の会議等につきましては、派遣依頼文書に、公務・職免及び旅費負担の有無を明記します。